

鬼北町公共建築物における木材の利用の促進に関する方針の変更概要について

第1 方針の位置づけについて

「鬼北町公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」（以下「町方針」という。）は、平成22年に国が「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（以下「国基本方針」という。）を策定したことを受け、愛媛県が策定した「公共施設等木材利用推進方針」（以下「県方針」という。）に即して、公共建築物を対象にした木材利用の促進に関する方針として策定したものの。

第2 町が整備する公共建築物における木材の利用の方針

町方針は、国基本方針及び町方針に即して定めることから、国及び県の見直し内容を参考に町方針を変更。主な変更点は以下のとおり。

- ①題名を「建築物における木材の利用の促進に関する方針」に変更。
- ②脱炭素社会の実現に向け、木材の利用の促進をさらに図るため対象を公共建築物から建築物に拡大。
- ③公共建築物について、コスト・技術面で困難な場合を除き積極的な木造化。